

様式第2号（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称		川島町都市計画審議会
開 催 日 時		令和7年12月9日（火） 午後2時から2時50分まで
開 催 場 所		川島町役場 2階 大会議室
議 題		川越都市計画の変更について
公開・非公開の別		公開（傍聴者7名） ・ 非公開 ・ 一部非公開
非 公 開 の 理 由 (非公開の場合のみ)		
出席者	委 員	(1号委員) 利根川委員、新井委員、山口委員、中里委員、澤田委員 (2号委員) 渋谷委員、加藤委員、森田委員 (3号委員) 新庄委員、西川委員
	事務局職員	まち整備課：小久保課長、駒林主幹、品川主査、鈴木主事、 加藤主事補
配 布 資 料		次第、委員名簿、資料1、資料2、参考資料1、参考資料2
審議会等の内容・概要		
1 開会 2 あいさつ 3 議案 議案第1号 川越都市計画の変更について （事務局にて川越都市計画区域区分、道路、用途地域、防火地域及び準防火地域、下水道、土地区画整理事業、地区計画の変更について説明） 委 員：2点質問する。 ①地区計画に記載された計画面積は30.1haとなっているが、土地区画整理事業での面積は28.9haとなっている。この面積の差は何か。 ②インターチェンジ北側の川島インター産業団地では、区域内に社員寮を整備している。今回計画している区域でも、同様に社員寮が建築できれば人口増が		

見込まれるが、社員寮の建築はできないのか。

事務局：①について、土地区画整理事業の区域境は、国道２５４号の道路センターラインとして設定されており、地区計画区域の区域境は、市街化区域に編入するラインでもあり、国道２５４号の道路端で設定していることにより、面積の差が生じている。

②について、今回の計画区域は工場用地として整備するため、地区計画で社員寮は建築できない規制を設けている。進出企業が決まった後、社員寮の需要が確認された場合は、近接する市街化区域内の住宅用地への誘導を検討していきたい。

委 員：４点質問する。

①計画区域で大雨が降った際、これまでは雨水を田んぼに貯留することができたが、工業用地になった際にはどのような影響が考えられるか。

②川島町は浸水想定区域に指定されているが、町としてどのような浸水対策を考えているか。

③計画区域内に整備される公園は、町民向けの施設となるか。

④工業地区Ｂで建築可能な高さ３０ｍとは、町内にある既存建築物で言うところの程度か。

事務局：①については、埼玉県条例に基づき調整池を計画区域内に整備することにより、雨水による浸水の影響がないように対策をしていく。

②について、①で示す調整池等により雨水を適切に排水するとともに、進出企業との防災協定の締結等、企業と協力して災害対策を講じる関係を構築する。

③について、インターチェンジに近い位置に整備する公園（公園１号）については、町外からの来訪者を呼び込み、賑わいが生まれるような公園作りを計画している。隣接する工業地区Ａは、工場見学や工場内の物品販売等ができる企業の進出を見込んだ地区計画としているので、相乗効果が生まれるような公園の活用を検討している。計画区域の東に位置する公園２号については、町民ニーズを踏まえた活用方法をする。

④について、川島インター産業団地の最北に立地している物流倉庫と同等以下の高さである。

会 長：他に質問はないようなので、本日の議案「川越都市計画の変更について」は、「賛成、意見なし」で町長に回答してよいか。

委 員：異議なし。

4 閉会

署 名	山 口 和 範
	森 田 敏 男